

西 監 発 第 8 1 号
平成 2 4 年 1 0 月 3 1 日
(2 0 1 2 年)

請 求 人 様

西宮市監査委員	亀 井 健
同	鈴 木 雅 一
同	西 田 いさお
同	花 岡 ゆたか

「西宮市職員措置請求」の監査結果について（通知）

地方自治法（以下「自治法」という。）第 242 条第 1 項の規定により平成 24 年 9 月 3 日付で提出されました住民監査請求について、その結果を次のとおり通知します。

記

第 1 監査の請求

1. 請求人

（略）

2. 請求書の提出

平成 24 年 9 月 3 日。

なお、平成 24 年 9 月 21 日付で請求の趣旨及び求める措置を追加する請求書が提出されています。

3. 請求の内容

本件職員措置請求書の記述及び請求人の陳述内容等から、請求の要旨を次のとおり解しました。

(1) 平成 24 年 9 月 3 日付、職員措置請求書に係るもの

ア 仮称「西宮市神園町 マンション計画」の事業計画において、学校法人（以下「学校法人」という。）内に機能を喪失した法定外公共物が存在し、そ

れが平成 24 年 3 月 16 日、市から 株式会社(以下「業者」という。)に販売されたことが判明した。

本件法定外公共物(地番 西宮市神園町 11-9、40 m²)は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(以下「地方分権一括法」という。)第 113 条により、国有財産特別措置法第 5 条第 1 項第 5 号の規定により、平成 15 年 10 月 17 日、近畿財務局神戸財務事務所と市の間で国有財産譲与契約がなされた土地の一部である。

本件法定外公共物は、平成 15 年 10 月の譲渡時は、学校法人の武道館敷地の一部として使用され、地方分権一括法で規定される贈与の対象「現に公共の用に供されている国有財産(水路・里道)」ではない。

本件土地は、国民の財産であり、国が公共の用途に資するように管理すべきであったにもかかわらず、市職員は近畿財務局に虚偽の申請を行い、国から無償譲与を受けた。

本件法定外公共物は、平成 24 年 1 月 24 日、行政財産から普通財産に用途廃止がなされ、同年 3 月 16 日、業者に売り渡された。

虚偽の国有財産譲渡申請でもって、国有財産を国から無償で払下げを受けた市職員の行為は、地方公務員法第 30 条(サービスの根本基準)、第 32 条(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)違反である。

イ 請求人が求める措置

本件法定外公共物は、平成 10 年 5 月 29 日の閣議決定に違反して国から無償譲渡を受けたもので、閣議決定に違反する譲渡は無効あるいは取り消されるべきものである。それを第三者に売却すると、後に国から違法行為を理由に本件法定外公共物の返還あるいは損害賠償請求ないし不当利得返還請求を受けるおそれあり、市に対して財務会計上の損害を被らせることになる。

したがって、市監査委員は市長に対し、本件法定外公共物についてなされた業者との売買契約は無効ないし取り消されるべきものとして、本件法定外公共物の返還請求をせよとの勧告を求める。

(2) 平成 24 年 9 月 21 日付、職員措置請求書において追加されたもの

ア 法定外公共物は「行政財産」として譲り受けており、以後は地方分権の趣旨に則

り、市が責任を持って公有財産を管理しなければならないことは言うまでもない。自治法第 237 条第 2 項は、行政財産の管理及び処分について定めたもので、普通地方公共団体が財産の交換、出資、支払い手段としての使用、適正な対価なしの譲渡・貸付けなどの行為を行う場合には、条例又は議会の議決によらなければならないことが規定されている。

平成 24 年 9 月 5 日、たかはし倫恵議員の「地方分権による法定外公共物について」の一般質問において市が答弁しているように、「機能のない水路・里道」は、西宮市水路管理条例及び西宮市法定外道路管理条例の適用外であり、また他市のように、「法定外公共物管理条例」なるものを持たない当市においては、法定外公共物が「機能を喪失した場合」や「用途廃止の規定」がどこにも明示されていない。

したがって、平成 15 年 10 月 17 日、国から無償譲与されてから、平成 24 年 1 月 24 日、行政財産から普通財産への所管換え決定までの間、行政財産の管理やその用途廃止及び公有財産の売却が、規定や条例の根拠なく手続されてきたことは明らかである。無論、「議会の議決」もない。

他都市の事例においても、自治法に違反し、条例の定めなく、また議会の議決を経ることなく、市の公有財産の交換契約をしたとき、この契約は無効であり、これについては善意の第三者にも対抗できないことが判例でも示されている。

イ 請求人が求める措置

- (ア) 自治法第 237 条に基づき、条例の定めなく、また議会の議決もなく、違法な手続による法定外公共物の普通財産への変更は認めないこと。
- (イ) (ア)に基づき、当該法定外公共物を業者へ売却した行為は、無効であり、本取引契約も無効となる。したがって、払い下げた行政財産（法定外公共物）の返還を求める。

(添付された事実を証明する書面)

- 1 西宮市神園町 11-9 全部事項証明書
- 2 平成 15 年 4 月 22 日付国有財産譲与申請書
- 3 平成 15 年 10 月 17 日付国有財産譲与契約書
- 4 同上添付の国有財産一覧表

5 国有財産一覧表[西宮市神園地区]特定図面番号(015-1～015-5)

(陳述日までに追加された事実を証明する書面)

- 1 国有財産図面番号(015-4～015-5)
- 2 用途廃止事前調査依頼
- 3 用途廃止申請書
- 4 普通財産土地売り払い申請書
- 5 公有財産の用途廃止(決裁用)添付資料
- 6 伊丹市法定外公共物管理条例
- 7 「判例時報 864 号」(116～117 ページ)「地方自治法 237 条 2 項に違反した普通財産交換契約の効力」

第2 監査の実施

1. 請求の受理

本件職員措置請求は、形式的要件を具備していると認められたので、平成 24 年 9 月 5 日、請求を受理することに決定しました。

2. 監査の対象事項

以下の事項を監査の対象としました。

- (1) 請求人の求める措置が、自治法第 242 条第 1 項に規定される住民監査請求の対象事項に係るものとして認められるか否か。
- (2) 上記対象事項に係るものとして認められる場合、請求内容に理由があるか否か。

3. 監査対象部局

西宮市土木局、総務局、都市局

4. 請求人の陳述及び新たな証拠の提出

自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を付与した結果、平成 24 年 9 月 20 日及び同月 28 日、請求人が監査委員に対して陳述を行いました。

5. 関係部局に対する調査

自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、請求人の指摘事項に対する市当局の考え方を監査対象各部局に対して文書回答により求めるとともに、土木局長ほか関係職員の出席

を求め、平成 24 年 10 月 11 日、事情聴取を行いました。

6. 請求人の指摘事項と市当局の説明

請求書、添付資料及び陳述に基づく請求人の指摘事項並びに市当局の説明要旨は、次のとおりです。

請求人の指摘事項	市当局の説明
(平成 24 年 9 月 3 日付、職員措置請求書に係るもの)	
<p>本件法定外公共物は、平成 15 年 10 月の譲渡時は、学校法人の武道館の敷地の一部として使用されており、地方分権一括法で規定される贈与の対象「現に公共の用に供されている国有財産(水路・里道)」ではありません。</p>	<p>学校法人内の法定外公共物は、都市計画道路予定地にあり将来の有効利用が見込まれたことなどから、国の示した譲与手続に係るガイドライン等に基づき、譲与の対象として判断したものです。</p>
<p>本件土地は、国民の財産であり、国が公共の用途の資するように管理すべきであったにもかかわらず、市職員は、法定外公共物の無償譲与申請において、本件土地を「公共の用に供している国有財産(水路・里道)」としてリストアップし、近畿財務局に虚偽の申請を行い、国から無償譲与を受けました。</p> <p>虚偽の国有財産譲与申請でもって、国有財産を国から無償で払下げを受けた市職員の行為は、地方公務員法第 30 条(服務の根本基準) 第 32 条(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)違反です。</p>	<p>学校法人内の法定外公共物については、都市計画道路予定地にあり将来の有効利用が見込まれたことなどから、国の示した譲与手続に係るガイドライン等に基づき、適正に国から譲与を受けたものです。</p>
<p>本件法定外公共物は、平成 10 年 5 月 29 日の閣議決定に違反して国から無償譲渡を受けたものです。閣議決定に違反する譲渡は無効あるいは取り消されるべきものであり、それを第三者に売却すると、後に国から違法行為を理由に本件法定外公共物の返還あるいは損害賠償請求ないし不当利得返還請求を受けるおそれあり、市に対して財務会計上の損害を被らせることになります。</p>	<p>学校法人内の法定外公共物については、都市計画道路予定地にあり将来の有効利用が見込まれたことなどから、国の示した譲与手続に係るガイドライン等に基づき、適正に譲与を受けたものです。その後、道水路境界協定を機に用地整理に係る協議を学校法人と行っておりましたが、学校法人が当該法定外公共物に面する敷地の一部を売却する事態となりました。譲与受け後の当該財産を取り巻く状況の変化等を踏まえた市の判断により、結果として払下げたことについては法の趣旨に反するものではないと考えております。</p>
(平成 24 年 9 月 21 日付、職員措置請求書において追加されたもの)	
<p>法定外公共物は「行政財産」として譲り受けしており、以後は地方分権の趣旨に則り、市が責任をもって公有財産を管理しなければならないことは言うまでもありません。自治法第 237 条第 2 項は、行政財産の管理及び処分について定めたもので、普通地方公共団体が財産の交換、出資、支払い手段としての使用、適正な対価なしの譲渡・貸付けなどの行為を行う場合には、条例又は議会の議決によらなければ</p>	<p>自治法第 237 条第 2 項の規定は、同条第 1 項に規定された財産を対象として、普通地方公共団体の財産の処分等について定めたものです。この中で、総計予算主義の原則に基づく健全な財政運営を行うため、財産の交換、出資、支払い手段としての使用、適正な対価なしの譲渡・貸付けなどの行為を行う場合には、条例又は議会の議決によらなければ</p>

請求人の指摘事項	市当局の説明
<p>ばならないことが規定されています。</p> <p>平成 24 年 9 月 5 日、たかはし倫恵議員の「地方分権による法定外公共物について」の一般質問では、市は下記のように答弁しています。</p> <p>「通行や通水など本来里道、水路が有する機能を持たない法定外公共物につきましては、法定外道路管理条例などの適用外とされており、現在、明文化された管理条例はございません。このことから条例等の整備につきましては、早期に検討を行い、施設の適正な管理に努めてまいります。」</p> <p>市には関係条例として「水路管理条例」と「法定外道路管理条例」があります。「西宮市水路管理条例」第 2 条では、用語の定義において、「水路」とは、「河川法の適用または準用されない河川、公共の用に供される用排水路で規則で定めるものおよび水路管理施設」としています。</p> <p>また同様に「西宮市法定外道路管理条例」第 2 条では、用語の定義として、「法定外道路」とは、市の管理に属する道路(一般公衆の通行の用に供する道をいう。)で、「路線の指定(路線を増加する変更を含む。)の公示がなされたものをいう。」としています。</p> <p>市が答弁しているように、「機能のない水路・里道」は条例の適用外であり、また他市のように、「法定外公共物管理条例」なるものを持たない本市においては、法定外公共物が「機能を喪失した場合」や「用途廃止の規定」がどこにも明示されておりません。</p> <p>したがって、平成 15 年 10 月 17 日、国から無償譲与されてから、平成 24 年 1 月 24 日、行政財産から普通財産への所管換え決定までの間、行政財産の管理やその用途廃止及び公有財産の売却が、規定や条例の根拠なく手続されてきたことは明らかなです。無論、「議会の議決」もありません。</p>	<p>市の用途廃止基準については条例等により具体的に明文化されているものではありませんが、公共物に係る現況機能、将来利用の可能性、周囲の土地利用状況等を調査検討した上で、用途廃止可否について適正に判断しているものです。</p> <p>次に公有財産の売却が、規定や条例の根拠なく又議会の議決がないとのご主張についてご説明します。</p> <p>当該土地は、機能のない水路・里道として用途廃止された単独利用が困難な廃道水路敷で、隣接土地所有者からの普通財産売払い申請書を受けたものです。</p> <p>普通財産の処分は管財課の事務分掌であり、一定規模以上の土地は西宮市不動産評価審議会に諮ってその適正な価格を審議して決定することになりますが、当該土地は単独利用が困難な廃道水路敷等で、適切な評価先例等に基づき、その隣接土地所有者に対して処分するものについては審議対象から除外されていることから、審議会に諮ることなく、適切な評価先例等に基づいた価格比準表により評価額を算定し決裁手続の上処分したものです。</p> <p>自治法第 237 条や議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、西宮市不動産評価審議会規定など関連する規定を踏まえ、決裁手続を行ったもので、かつ、「適正な対価なくして」という事項にも該当しませんので、議会の議決を受ける必要がなかったものです。</p> <p>補足:事実証明書として提示された伊丹市法定外公共物管理条例第 2 条の定義において、現に公共の用に供されている道路等とあり、機能を喪失している公共物については、西宮市と同様に定義されていません。</p>
<p>自治法第 237 条に基づき、条例の定めなく、また議会の議決もなく、違法な手続による法定外公共物の普通財産への変更は認めないこと。</p> <p>上記に基づき、当該法定外公共物を業者へ売却した行為は、無効であり、本取引契約も無効となる。したがって、払い下げた行政財産(法定外公共物)の返還を求める。</p>	<p>自治法第 237 条は、用途廃止手続について規定されているものではありません。</p>

第3 監査の結果

1. 確認した事実

- (1) 昭和22年3月、現学校法人が西宮市において、校舎整備に着手、翌年2月、神戸市より移転する。
- (2) 平成10年5月29日、「地方分権推進計画」が閣議決定される。
- (3) 平成11年7月16日、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(地方分権一括法)が公布される。これにより、国有財産特別措置法が改正され、法定外公共物を市町村に譲与するための根拠規定として第5条第1項に第5号が設けられる。
- (4) 平成11年7月16日、国より「法定外公共物に係る国有財産の取扱いについて(蔵理第2592号)」において、譲与財産の特定方法等について示される。
- (5) 平成12年1月、国より「法定外公共物に係る国有財産の譲与手続に関するガイドライン(基本事項編)」が示される。
- (6) 平成12年3月、国より「法定外公共物に係る国有財産の譲与手続に関するガイドライン(譲与申請編)」が示される。
- (7) 平成12年4月1日、地方分権一括法が施行される。
- (8) 平成13年10月10日、市による第1回の国有財産譲与申請がなされる。以後、これを含め、平成16年12月17日まで8回、申請がなされる。
- (9) 平成14年4月10日、第1回の国有財産譲与契約が締結される。以後、これを含め、平成17年3月31日まで8回、契約締結がなされる。
- (10) 平成15年4月22日、本件土地を含む物件について、国有財産譲与申請(第4回)がなされる。
- (11) 平成15年10月17日、本件土地を含む物件について、国有財産譲与契約(第4回)が締結される。
- (12) 平成19年4月2日、学校法人より神園町1番外について、道水路境界明示申請がなされる。
- (13) 平成20年8月12日、学校法人との土地交換にあたり、管理区分を決めるため、学校法人及び関係課職員が立ち会う。
- (14) 平成21年5月29日、学校法人より地図訂正同意願(神園町38-22外)が提出され、

- 同年6月11日、学校法人に対し地図訂正に同意する。
- (15) 平成21年11月26日、学校法人より地図訂正同意願（神園町45-1外）が提出され、同月30日、学校法人に対し地図訂正に同意する。
- (16) 平成21年12月21日、道水路境界明示に関連する地図訂正が終了したため、学校法人代理人と現地立会を行う。
- (17) 平成22年4月6日、平成19年4月2日付の道水路境界明示申請による明示関連業務が長期化したため、学校法人より道水路境界明示申請の再申請がなされ、平成22年4月8日、学校法人に対し道水路境界明示書を交付する。
- (18) 平成23年12月2日、業者が本件土地に係る「用途廃止事前調査依頼書」を市に提出する。
- (19) 平成23年12月16日、市は、業者に対し、本件土地について、用途廃止が可能であるが、同系統の土地についても同時に払い下げができるよう隣接土地所有者（学校法人）と協議が必要である旨を回答する。
- (20) 平成23年12月19日、学校法人が本件土地について、公共土木施設の廃止及び業者が買受けることの承諾をする。
- (21) 平成23年12月20日、業者が本件土地に係る「用途廃止申請書」を市に提出する。
- (22) 平成24年1月10日、本件土地に係る表題登記が、同月11日、保存登記が完了する。
- (23) 平成24年1月24日、本件土地の用途廃止及び土木局長から総務局長への公有財産引継ぎが行われる。
- (24) 平成24年2月3日、業者が本件土地を含む土地に係る開発事業概要書を市に提出する。
- (25) 平成24年2月29日、市が業者に対し「開発事業概要書の審査結果について」を回答する。
- (26) 平成24年3月16日、市と業者による本件土地に関する売買契約を締結する。
- (27) 平成24年5月29日、業者が市に開発事業計画書を提出する。

2. 監査委員の判断

自治法第242条第8項の規定により、本件職員措置請求について監査委員会議において協議した結果、次のとおり結論を得ました。

- (1) 本件法定外公共物について、国から無償譲渡を受けたことが無効あるいは取り消されるべきであることを前提に、市長に対し、業者との売買契約も無効ないし取り消されるべきものとして、当該法定外公共物の返還請求をせよとの勧告を求めている点(第1、3.(1)イに掲げる請求)について

ア 法定外公共物の譲与については、地方分権一括法第113条により、国有財産特別措置法第5条第1項が改正され(平成12年4月1日施行)従来、里道・水路の機能管理に加え、財産管理も自治事務とするため、市町村の申請に基づき、これら法定外公共物に係る国有財産が市町村に譲与されることになったものです。

市町村が行う譲与財産の特定方法については、市町村の事務負担の軽減と時間の短縮を図る観点から極力簡便化することとされ、譲与財産の特定を行うためにどのような調査を行うかは、市町村が適切と判断する方法により行えば足りるものとされました(「法定外公共物に係る国有財産の取扱いについて」平成11年7月16日付、大蔵省理財局長通知)。また、原則として平成17年3月31日までに、法定外公共物に係る国有財産の譲与手続を完了することとされました。

譲与の対象となる法定外公共物は、河川等又は道路の用に供されている国土交通大臣の所管に属する土地とされています(国有財産特別措置法第5条第1項第5号)。請求人が引用する平成10年5月29日の閣議決定とは、「地方分権推進計画」であり、その中で「いわゆる法定外公共物のうち、里道、水路(溜池、湖沼を含む。以下同じ。)として、現に公共の用に供しているもの」を譲与の対象とするとしており、この文言に違背していることにより、譲与契約が無効あるいは取り消されるべきものになるとの主張と解されます。

しかし、国が譲与事務手続にあたって平成12年1月及び3月に示した「法定外公共物に係る国有財産の譲与手続に関するガイドライン」には、次のとおり記述があります。

「今般の譲与において、機能の有無については、市町村の判断を最大限尊重することとなっています。市町村において、当該里道・水路が、機能回復の可能性

がある、または将来有効利用できるであろうことから、「機能あり」と判断したのであれば、その判断は尊重されるべきものと考えます。」(基本事項編 55 ページ)

「地方分権一括法施行の前までに開発行為等により法定外公共物の付替工事が完了しているにもかかわらず、登記手続が未了となっているものについては、譲与の期限までに従前の法定外公共物であった国有財産を譲与することとし、代替施設として設置された法定外公共物との間の財産整理手続は、市町村が必要と判断する時期に行うこととします。開発行為等以外の事情で、従前の法定外公共物が付け替えられ、その財産整理手続が未了となっているものについても、同様に処理することとします。」(譲与申請編 71 ページ)

一方、現学校法人は、昭和 22 年に西宮市において校舎整備に着手し、翌年、神戸市から移転し、その後、順次、校地・校舎等が整備されてきたことが認められます。

これらのことから、市は、本件法定外公共物は、上記ガイドラインに該当する都市計画道路予定地にあり将来の有効利用が見込まれるもの及び過去の開発行為等に伴う財産整理手続が未了となっているものと推測されるため、平成 15 年 4 月 22 日、国に対し国有財産譲与申請書を提出し、同年 10 月 17 日、国と国有財産譲与契約を締結したものです。

したがって、当該国有財産譲与契約について、契約当事者の意思の欠缺その他契約の無効又は取消事由があるとは認められず、当該法定外公共物の所有権は、有効に市に移転したものと解されます。

イ 請求人は、平成 10 年 5 月 29 日の「閣議決定に違反する譲渡は無効あるいは取り消されるべきものであり、それを第三者に売却すると、後に国から違法行為を理由に本件法定外公共物の返還あるいは損害賠償請求ないし不当利得返還請求を受けるおそれあり、西宮市に財務会計上の損害を被らせる」と主張しますが、アで述べたとおり、当該国有財産譲与契約について、契約の無効又は取消事由があるとは認められないため、国が本件土地の返還請求権を有しているとはいえず、損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を有しているとも解されません。

その他、請求人が本件売買契約自体に無効又は取り消しうべき事由があることを主張立証しているとはいえません。また、本件契約締結にあたって、西宮市公有財産規則等に定める手続が履践されていないなど、財務会計法規上の義務に違反する

事実も認められません。

したがって、請求人の本件請求には、理由がないものと解されます。

- (2) 自治法第 237 条に基づき、条例の定めなく、また議会の議決もなく、違法な手続による法定外公共物の普通財産への変更は認めないことを求めている点（第 1、3 .(2)イ(ア)に掲げる請求）について

ア 住民監査請求は、住民による事務監査請求の制度（自治法第 75 条）のように、地方自治体の事務一般の違法又は不当を問題とするための制度とは異なり、地方自治体の財務会計の適正な実現を目的として、租税その他の公租公課を負担する住民に、その個人的な利益とは直接には関係なく請求を認める制度であり、その対象とされる事項は、自治法第 242 条第 1 項所定の財務会計行為に限られています。

したがって、財務会計行為ではない、すなわち財務的処理を目的としない一般行政目的上の行為は、住民監査請求の対象とはなりません。財務会計上の行為としての財産管理行為は、地方自治体の財産の管理行為のすべてがこれに該当するものではなく、その行為のうちで、当該財産としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財産管理行為がこれに該当するとされています（最高裁判所平成 2 年 4 月 12 日判決参照）。

- イ 公有財産は、行政財産と普通財産に分類されて管理することとされ（自治法第 238 条第 3 項）この分類の決定、分類替は、地方公営企業の用に供する資産の管理（地方公営企業法第 9 条第 7 号及び第 33 条参照）など法の特別の定めがあるときを除き、長の権限に属しています（自治法第 149 条第 6 号）。請求人が問題とする法定外公共物（行政財産）の普通財産への変更とは、この分類の決定、分類替であり、公有財産を公用又は公共用に供する必要があるか否かを行政上の観点から判断するものであって、アで述べた「当該財産としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする」ものではないため、財務会計行為には当たらないものです。

したがって、本件請求は、住民監査請求の対象に当たらない事項に係るものと判断します。

- (3) (2)に基づき、当該法定外公共物を業者へ売却した行為は、無効であり、本取引契約も無効となり、したがって、払い下げた行政財産（法定外公共物）の返還を求めている

る点（第1、3.(2)イ(1)に掲げる請求）について

ア 本件土地の管理及び業者への売却について、請求人は、「平成15年10月17日、国から無償譲与されてから、平成24年1月24日、行政財産から普通財産への所管換え決定までの間、行政財産の管理やその用途廃止、および、公有財産の売却が、規定や条例の根拠なく手続きされてきたことは明らかです。無論、「議会の議決」もありません」としています。

用途廃止については、(2)イで述べたように、公有財産の分類の決定、分類替であり、公有財産を公用又は公共用に供する必要があるか否かを行政上の観点から判断するものであって、条例の規定又は議会の議決がないことをもって、直ちに違法とすべきものではありません。行政財産の管理や公有財産の売却の手続についても、西宮市においては、西宮市公有財産規則を制定しており、条例の規定又は議会の議決がないことをもって、直ちに違法とはいえません。

請求人は、自治法第237条第2項に違反する契約は無効であるとする判例を援用し、市と業者との売買契約は無効であると主張していますが、同条項は、地方公共団体の財産を「交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付け」る場合に、条例又は議会の議決によることを求める規定であり、行政財産の管理やその用途廃止の手続について、同条項が適用されるものではありません。また、本件売買契約に係る土地の対価については、事例地価格からの比準により評価額を算定したものであって、「適正な対価なくしてこれを譲渡し」たとの主張・立証は認められず、したがって、本件売買契約が本条項の規定に違反するとは解されません。

また、(1)イと同様に、その他、請求人が本件売買契約自体に無効又は取り消しすべき事由があることを主張立証しているとはいえず、財務会計法規上の義務に違反する事実も認められません。

したがって、請求人の本件請求には、理由がないものと解されます。

以上により、(2)に掲げる請求については、自治法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し（却下）その余の請求については、理由がないものと判断します（棄却）。